

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書  
( 年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

担当者役職及び署名 \_\_\_\_\_

電話番号(担当者名) \_\_\_\_\_

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 \_\_\_\_\_

許可番号 \_\_\_\_\_

買 主 \_\_\_\_\_

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	平成 年 月末時点における貨物・技術の 状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品/数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品/数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企業名	国名	住所	※事前同意必要の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。